

宮城県監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 5 年 6 月 27 日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和 5 年 3 月 24 日

2 通知のあった日

令和 5 年 5 月 29 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和 3 年度収入未済額

現年度分 71,905,698円

過年度分 203,294,239円

合 計 275,199,937円

・令和 2 年度収入未済額

現年度分 75,180,524円

過年度分 215,648,384円

合 計 290,828,908円

ロ 措置の内容

<発生原因>

個人の道府県民税の賦課徴収は、地方税法第 41 条第 1 項の規定に基づき市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行い、市町村が同法第 42 条第 3 項の規定に基づき地方税法施行令第 8 条で定めるところによりこれを道府県民税と市町村民税の額に按分して当該道府県民税相当額を道府県に払い込むことにより行われる。したがって、収入未済額の 8 割を占める個人県民税の徴収について同法第 48 条の規定に基づく所謂直接徴収の場合を除き県は関わっておらず、各市町の徴収状況が大きく影響している。

その他の税目については、病気や失業、収入の減少などやむを得ない事情によるもの、税

務署の調査により過去数年分にわたる修正の影響によるもの等、諸々の理由により納付に至らなかったもの。

<処理内容>

個人県民税については、地方税法第48条に基づき2市3町の徴収困難事案を引受けて直接徴収を実施したほか、県税還付金情報提供による差押の支援など滞納整理を推進した。

その他の税目については、預貯金や給与などに加え各種債権に幅広く差押を執行した。大口・長期滞納事案については、検討会を開催して整理状況を共有し、処理方針を定めて対応した。

このほか、資力が十分でない滞納者に対しては滞納処分の執行停止など納税の緩和措置を適用し、適切な債権管理に努めた。

<再発防止策>

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和4年度県税事務運営」に基づき収入未済額の縮減と税収の確保に努める。

個人県民税については、上記の取組のほか、共同催告の実施や研修会の開催などにより市町の滞納整理を支援する。

その他の税目に関しては、これまでの取組に加え財産調査に早期着手することで整理を促進する。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 93,393,198円

過年度分 163,352,552円

合 計 256,745,750円

・令和2年度収入未済額

現年度分 238,950,118円

過年度分 171,685,216円

合 計 410,635,334円

ロ 措置の内容

<発生原因>

納期限までに一括納付できない滞納者の個々の事情による事案や財産調査を実施しても差押可能な財産のない徴収困難事案により収入未済が生じたもの。

<処理内容>

収入未済額の約3割を占める個人県民税については、市町村自らの徴収努力に加え、市町村との併任制度を活用した実働組織「チームT.O.T.O」による共同催告や訪宅等による滞納整理に取組んだ結果、この10年間で約2億円から約7千万円まで縮減している。引き続き、当該組織による市町村との連携・協働により収入未済額の縮減に努めていく。

また、収入未済額の約7割を占める個人県民税以外の税目については、計画的かつ早期の各種財産調査による納税資力の把握に努め、納税資力に応じた差押え中心の滞納処分と納税緩和措置を使い分けた滞納整理に取組んだ結果、この10年間で約5億円から約2億円まで縮減している。令和4年度においても差押え中心の滞納処分に力を注ぎ、令和5年3月末現在

で、差押件数574件（前年比250件増）、差押税額63,618千円（前年比40,080千円増）で、収入未済額も前年同月比で約35,000千円縮減した。引き続き、納税資力を早期に把握し、滞納処分と納税緩和措置を使い分けながら収入未済額の縮減に努めていく。

<再発防止策>

地方税法等に定められた滞納処分や納税緩和措置を講じ、引き続き、粘り強く滞納整理を行い収入未済額の縮減に努める。

(3) 保健環境センター

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

特殊ガス購入代金（令和3年6月分及び7月分）について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 6件
- ・金額 72,897円

ロ 措置の内容

<発生原因>

担当職員が長期の病気休暇を取得することとなったが、事務の十分な引継ぎが行われず、支払事務に漏れが生じたもの。

<処理内容>

担当職員の復帰後、未支出であることが発覚したため、速やかに処理を行ったが、支払遅延防止法に規定する支払時期を最大で100日超過したもの。

<再発防止策>

未支出案件の書類については、個人保管とせず、所定の場所にまとめて保管することにより、目に見える形で支払い状況を班内で共有することとした。また、定期的に管理職が当該場所を確認し処理状況を把握するとともに、チェックリストを作成のうえ組織として確認を行い再発防止を図ることとした。

(4) 子ども・家庭支援課

イ 監査委員の報告の内容

児童養護施設等入所負担金の徴収事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

児童養護施設等入所負担金は、国の徴収金基準額表に準じて県の児童福祉法施行細則を定めてこれにより徴収しているが、国の改正に伴う県施行細則の改正を長期にわたり行っていないもの。

これにより、県施行細則が改正されるまでの期間、徴収済負担金の一部に誤りが生じていたもの。

・期間

- (1) 障害児入所施設 令和元年6月1日から令和4年6月30日まで
- (2) 児童養護施設 令和元年7月1日から令和4年6月30日まで

・件数及び金額

- (1) 減額となるもの 件数 21件 金額 1,686,808円

(2) 増額となるもの 件数 5件 金額 192,800円

ロ 措置の内容

<発生原因>

国の法令等の改正に伴う対応について、課内及び班内の共有がなされていなかった。

また、担当班において、国の改正内容の理解が不足していたことに加え、児童虐待相談件数の増加や児童虐待による死亡事例の発生など児童虐待防止に係る業務量の増加により、多忙な状況の中で、組織的なチェック体制が不十分であった。

<処理内容>

県施行細則を改正し、改正後の施行細則に基づき入所負担金の再認定を行った。

対象者には、長期にわたり徴収済負担金に誤りが生じていたことを謝罪するとともに、過誤徴収者への返還処理と追加納付依頼を行った。

<再発防止策>

管理監督職員が、地方公共団体と厚生労働省の共有ポータルサイトで国の通知等について適宜確認を行い、内容を把握するとともに、進行管理を徹底することとした。

また、規則の改正に関する手順を改めて整理し、その内容について関係機関を含めた組織全体での共有と複数の職員によるチェックの徹底により、再発防止に努めている。

(5) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 15,950,685円

過年度分 51,797,040円

合 計 67,747,725円

・令和2年度収入未済額

現年度分 11,950,729円

過年度分 44,653,914円

合 計 56,604,643円

ロ 措置の内容

<発生原因>

生活保護扶助費については、公的年金等の遡及受給や就労収入等の収入未申告によって生じた保護費の過払い（生活保護法第63条、第78条に基づくもの）である。

<処理内容>

・納入期限を超過している被保護者に対して、督促状を送付し納付促進に努めた。令和4年度督促状発出実績 477件

・保護受給中の者には地区担当員が家庭訪問時等に早期納入について指導を実施した。

・収入申告義務について、新規ケースは初回訪問時に、継続ケースは年度当初の最初の訪問時に周知徹底している。また、該当者が死亡している場合には相続人に対して納入依頼を行なった。

<再発防止策>

収入未済額の縮減及び新たな未済額を最小限に抑えるための方策として以下に取り組んでいくこととする。

1 収入未済額縮減に向けた取組

- ・納入が滞っている納入義務者に対し、家庭訪問時に納入通知書を直接手渡し、納入義務を再認識させ、適宜履行延期の特約等承認の申請による分納を提案するなど、被保護者が納入しやすい方法を指導し確実な納付に結びつけるようにする。
- ・債権者一覧表と財務システムから出力される収入未済一覧表と照合しながら該当者に対する督促を確実に実施する。
- ・未収債権回収強化月間を定め、通常の督促状のほか廃止ケース等で回収が困難と思われる者に対して所要の調査（死亡者の相続人特定・相続財産の有無、行方不明者に係る戸籍照会等）を実施した上で催告書を送付する。また、回収が困難になっているケース等については、必要に応じて幹部職員の同行等、事務所としての対応を検討していく。

2 未然防止に向けた取組

- ・家庭訪問時に被保護者への収入申告義務や他法活用等の保護制度の周知徹底を図り、就労収入の申告漏れや各種年金受給手続遅れ等による返還金発生を抑止する。また、査察指導員は処理の指導及び進捗管理を台帳により管理して、徹底するとともに、幹部職員は進捗状況を適時把握し、未収債権発生防止を図る。

(6) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

雑入（過誤払返納金）において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

生活保護扶助費過誤払返納金について、6か月以上の調定遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 66,180円

ロ 措置の内容

<発生原因>

生活支援担当（生活保護債権管理担当）において、適切な時期に行うべき事務に対する進行管理の不徹底により生じたもの。

財務システムから出力される帳票と生活保護債権管理台帳をその都度照合し確認するなど、適切な債権管理を怠ったことによるもの。

<処理内容>

令和3年度に改めて調定を行い、収入として整理した。また、他に同様の未調定がないか、過去に遡って財務システムの返納未済額と生活保護債権管理台帳の未済額、生活保護の返納決議書等の関係書類を照合し、確認を行った。

<再発防止策>

定期的に出力される財務帳票については、所内会計担当が出力の都度事業担当に手渡しすることで見える化・共有化し、事業担当（生活保護債権担当）が債権管理台帳や分納管理表を時点修正しながら未済額を照合確認し、その内容を所内共有することで、適時かつ適切な債権管理を行うこととした。また、生活保護業務の年間計画表の中に、6月の定例事務処理として出納閉鎖後の返納未済額の収入調定（歳入組入れ）を盛り込み、担当が異動しても、必ず行う定例的な事務として処理が行えるよう整理した。

(7) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、引き続き予定価格を定めていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

予定価格調書の作成を省略できる少額の委託契約について、予定価格を定めていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・業務名 結核接触者健康診断及び結核登録者に対する管理検診業務

ロ 措置の内容

<発生原因>

本事案については、会計指導検査指摘事項についての所内共有事項の未周知、施行伺作成の際における知識不足及び確認不足により生じたものであり、財務規則第108条第1項の規定により予定価格調書の作成を省略する場合は、同規則の運用について第108条関係4により、施行伺に予定価格が記載されるべきだが、結核接触者健康診断及び結核登録者に対する管理検診業務において、令和2年度に引き続き令和3年度分についても予定価格の記載がなかったもの。

<処理内容>

—

<再発防止策>

これまで当所においては、監査等における指導事項等について周知措置を図ってきたが、改めて所内で承知されているか確認するとともに、施行伺の記載方法について資料により所内説明等を行い、かつ、当該資料について決裁する職員(班長、総括次長等)に配布を行い、確認能力の向上を図るものとする。

(8) 仙台地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

給料及び諸手当において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 2件
- ・金額 218,504円
- ・支給定日 令和3年8月20日
- ・支給日 令和3年8月30日

ロ 措置の内容

<発生原因>

給与の支払いは、会計年度任用職員取扱要綱第8条第2項において、原則、勤務した月の21日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その前日)に支給する旨規定している。

財務システム上は、この規定に基づき支払の調定を起こすには、3日前に処理を行わなければならない。

しかし、当水産漁港部の会計年度任用職員2名の8月分の給料について、支給されていないと話があり、確認したところ、起案及び財務処理システムでの支出処理を失念していたことが判明した。

<処理内容>

早急に事実関係を確認の上、決裁及び財務処理システムで支払手続きを実施し、会計年度任用職員の2名の給与については、同年8月30日に支給した。

また、本件における事実関係や処理内容及び再発防止策について、仙台地方振興事務所総務部総務班や出納局会計指導検査室の指導を受けた。

<再発防止策>

①チェック体制の強化

会計年度任用職員の給与については、担当者が支出の起算・決裁後、財務処理システムで支払手続きを行ってきたが、今回の遅延は、担当者任せにしていたことが要因である。そのため、定期的に支払う案件について、チェックシートを作成するとともに、共通基盤のスケジュールに支払予定日等を入力し、担当者と班長等の決裁権者が情報を共有し、複数職員によるチェック体制を実施することとして、内部統制の向上を図った。

②所内での周知

所内での給与の支払手続きは、総務部総務班においても行われているため、総務部総務班に対しても、今回の件を報告し、各種事例の共有と職員の意識の向上を図った。

(9) 東部地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、定められた期日までに履行確認が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。
(内容)

完了検査について、支払遅延防止法に規定する検査の時期を超過し、かつ年度内に履行確認を行っていないもの。

- ・協定業務名 石巻線鹿又・曾波神間曾波神排水路新設工事
- ・業務完了報告書収受年月日 令和3年3月11日
- ・履行確認期限 令和3年3月22日
- ・検査検収年月日 令和3年4月1日

ロ 措置の内容

<発生原因>

当該工事委託は、所内における進捗管理のチェック体制が不十分だったことが原因により、年度内の工事完了が難しいと判断し予算の繰越手続きを行っていた工事が年度内に完了したため、完了検査を翌年度に実施したものである。

<処理内容>

—

<再発防止策>

通常の進捗管理に加え、定期的実施する「部内施工計画ヒアリング」において、複数による委託業務の繰越有無、完成予定日の確認を徹底し、繰越が必要となった場合は、委託業者と繰越に関する協議・調整スケジュールを作成するなど、所内全体で進行管理を確認できる体制を構築した。

(10) 気仙沼地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

図書購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・ 件数 2件
- ・ 金額 2,835円

ロ 措置の内容

<発生原因>

請求書関係書類を担当者が保管したまま、業務に追われて支払い手続きを失念したもの。

<処理内容>

請求書受理日から支出命令決議日まで、1件690円については約7か月後、1件2,145円については約2か月後に支出処理した。

<再発防止策>

購入契約にあたっての見積書徴収、納品と検収、請求書受領までの進行管理について事業担当班で初めて担当する職員にも理解できるよう支出事務の要点をまとめ、所内周知を図った。

その上で、発注元担当者が請求書を受け取ったら速やかに支出担当者に届けること、支出担当者は請求書を一定の場所に保管し、複数の目で支払状況の進捗を把握できるようにした。

図書の定期購読については購入から支払いまでのチェックリストを再整備して、支払い遅延防止に留意することとした。

(11) 北部土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、引き続き承認手続きが行われていない設計変更契約が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 1件
- ・ 工事名 令和2年度社道A17-201-A01号 大貫道路改良工事（改良）

ロ 措置の内容

<発生原因>

起工額の30%を超える額の設計変更及び3千万円を超える額の設計変更については、事前の承認が必要だったにもかかわらず、3千万円を超える額への認識と設計書審査等の際に事前承認が必要な案件かどうかのチェックが不足していた。

<処理内容>

工事請負並びに委託契約を締結した事案については、増額変更を含め承認手続きの失念がないよう再確認を行った。

<再発防止策>

- ・ 建設工事に係る設計変更事務取扱要領及び工事請負契約における設計変更ガイドライン等により、変更契約に係る留意事項について、管理監督者及び関係する班の全職員を対象とした所内会議を開催し周知徹底を図った。
- ・ 事業担当班のチェックに加え契約担当班においても確認したうえで、変更契約を行うこととした。
- ・ 変更設計書審査シート及びチェック表は、設計書に添付し複数人でチェックを行う体制とした。

(12) 東部土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

道路占用料において、調定誤りにより不徴収及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 許可数量誤りによる調定誤りにより 10 万円以上の不徴収が発生したもの。

- ・件数 1 件
- ・不徴収額 570,898 円

2 還付遅延による還付加算金が発生したもの。

- ・還付加算金 2,600 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

担当者の経験不足等による誤りのほか、他職員によるチェック体制が不十分だったことにより、道路占用許可更新等の手続き漏れ及び道路占用料等の定例調定リスト記載漏れ、減免率誤り、端数処理誤り等を原因とした調定誤りが生じたもの。

<処理内容>

令和3年9月から令和4年1月までの間に、追加徴収及び還付の処理を行った。

<再発防止策>

道路占用許可更新等の手続き漏れや定例調定リストへの記載漏れがないことや道路占用料等の算定額と根拠資料が整合していることを、複数人で確認するとともに、4月の定例調定において、人事異動により新たに担当となった者でも事務を適正に処理できるよう、前年度中に定例調定に係る準備を行うこととした。

(13) 会計課、会計指導検査室

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、内部統制の整備上の重大な不備が認められたので、今後、適切な措置を講じた上で、再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

1 職員給与等所得税について、長期間にわたり発生原因が明確でない20,028,646円の不足額が生じているもの。事の重大性の認識不足や不適切な組織管理等により、当該事案に係る対応が適切に行われてこなかったもの。また、この間、歳計現金における不明金の繰り越しなど、不適切な事務処理も認められた。

2 教育庁における再任用短時間職員等に係る社会保険料について、事務処理の誤りにより2,108,134円の余剰額が生じているもの。

ロ 措置の内容

<発生原因>

所得税について、発生原因等は精査中である。

社会保険料については、事業主負担分の過支出に伴い、歳入歳出外現金に保管している本人負担分からの支出が過少となったことで余剰が生じたものと考えられる。

<処理内容>

所得税の不足については、是正方法を検討中である。

社会保険料の余剰については、教職員課予算に係る事業主負担金に相当するものであったことから、同課の予算（雑入）に戻入済である。

<再発防止策>

不足の発生原因等は精査中であるが、まずはミスの発生を防止するため、事務処理及び処理日程の確認票を活用して担当職員から管理職員まで確実にチェックし、管理を徹底していくこととした。また、問題発生後、組織的な対応がとられないまま不適切な状態が長期間続いてきたことから、速やかな解決が求められる問題が管理職員との間で共有され、組織的な対応がなされるよう局内業務相談制度を創設した。

(14) 図書館

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

図書資料の購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・ 件数 17件
- ・ 金額 1,041,229円

ロ 措置の内容

<発生原因>

発注担当班と支払担当班において、図書資料の発注や納入の状況等について情報の共有が不十分であったため、支出関係書類の確認が遅れたことが要因である。

<処理内容>

支払遅延となったものの、支払額等内容に誤りがないか確認した上で、速やかに支出命令処理を行った。

<再発防止策>

発注額や執行済額、予算執行率を定期的に情報共有し、担当者間で連携を図りながら、未払いの有無等の確認を徹底している。また、支出帳票の決裁をする際に支出命令確認の期限日を記載した付箋を貼付し、各決裁権者がその期日を意識して処理するようにした。併せて、業務の進捗状況を班内で共有し、必要に応じて事務処理を分担するなど、業務が滞らないよう協力して再発防止を図っていく。

(15) 美術館

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・ 件数 1件
- ・ 金額 125,912円
- ・ 支給定日 令和3年7月21日
- ・ 支給日 令和3年8月19日

ロ 措置の内容

<発生原因>

病気休暇(R3.7.1~8.14)を取得した会計年度任用職員の令和3年7月分の報酬月額及び地域手当について、本来7月支給時は満額支給とし、翌月の8月支給時の特例処理として減額すべきところを、誤って7月支給時に病気休暇分を減額してしまったもの。病気休暇中の報

酬等の取扱いについては、質疑応答資料にて確認を行ったが、非常勤職員に係るものを適用してしまっただ。会計年度任用職員は一般職員と同じ取扱いとなるが、その確認を失念したものの。

<処理内容>

該当職員に対し、支給誤りに係る経緯、原因等を説明し、翌月の追給処理を行ったもの。

<再発防止策>

令和4年度の内部統制において「会計年度任用職員関係支出の誤算定」をリスク設定しており、その回避の取組として、過去に実例のないケースが出た際は、要綱要領の確認や担当課への問い合わせなどを実施するとともに、副担当者による確認を徹底し、再発防止に努めている。

(16) 美術館

イ 監査委員の報告の内容

委託料において、所得税の延滞税の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和元年度の委託業務について、所得税の納付遅延に伴い延滞税が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・延滞税 1,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

個人事業主に対し支払う報酬等について、源泉徴収の上税務署に納付すべきところ、これを行っていなかったことにより、延滞税が発生したものの。

原因として支出決議を行った当時、対象となった個人事業主に屋号があったため法人と錯誤したことで源泉徴収を行わなかったもの。その後の税務調査によって指摘を受け、後の処理となったことにより納付遅延となった。

<処理内容>

令和3年10月26日に実施された税務調査により、所得税の納付漏れを指摘された。

その後、令和4年1月19日に納付漏れとなっていた所得税を納付した。

期限内に納付できなかったことで発生した延滞税は令和4年3月31日に納付している。

<再発防止策>

内部統制上リスクとしての設定はしていないが、再発防止に向けたリスク回避の取組として、講師謝金等の支出については、支出科目に関わらず支払先の法人格の有無を確認し、源泉徴収の要否確認を徹底することとした。また、払出遅延を防ぐため支出命令決議書と歳入歳出外現金受入決議書を同時に作成・決裁に回し、決裁後は払出の漏れを防ぐため、金庫内の専用のボックスに翌月支払いの表記をして保管し、その際に作成した所得税の納付書も同様の場所に納付日を記載した付箋を貼り付けて保管することで、担当外の職員であっても対応できる体制とした。

(17) 志津川自然の家

イ 監査委員の報告の内容

会計年度任用職員の休暇において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の病気休暇について、90日満了以降は休職とすべきところ、錯誤により180日まで承認をしたもの。それに伴い、本来は支給されない12月期末手当及び給与の支払いが発生したものの。

ロ 措置の内容

<発生原因>

会計年度任用職員について、90日満了以降もさらに90日間の付与ができるものと誤認し、病気休暇を継続して承認してしまった。また、病気休暇の終期について、遅くとも30日前である令和3年12月9日には確認し、見通しを立てる必要があるにもかかわらず、12月23日まで確認を怠ってしまった。

<処理内容>

令和3年10月11日以降の服務取扱いについては、休職の遡及発令ができないため欠勤扱いとした。

<再発防止策>

決裁文書や起案文書に根拠法令などを添付し、複数の目で確認できるようにした。また、休暇取得についても、会計年度職員自身が確認できるように「取扱要綱」や「手引き」を年休簿に綴り込み、双方で確認できるものとした。

(18) 気仙沼高等学校

イ 監査委員の報告の内容

諸手当において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

再任用職員の令和3年12月期末勤勉手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。

- ・件数 2件
- ・金額 288,638円
- ・支給定日 令和3年12月10日
- ・支給日 令和3年2月21日

ロ 措置の内容

<発生原因>

期末勤勉手当のデータ作成や送信については、評価やそれに基づく成績率に関する標記があるため、管理職と給与担当者で行っていた。令和3年12月期末勤勉手当に係るデータ送信の際、再任用職員の勤務期間率が「100」のところを「0」として送信してしまったため、当該職員の勤勉手当が支給されなかった。給与システムから入力確認表を出力し、勤務期間率が「100」となっている校内の資料などと一緒に確認を受けていたが、職員の評価に関する部分があるため事務室全体での内容確認を受けていないこともあり、数値の不一致に気づかないまま支給してしまった。

<処理内容>

期末勤勉手当支給後、給与担当とは別の職員が雇用保険の算出を行っていたところ、当該職員の期末勤勉手当の6月と12月の支給額に大きな差があったため、疑問に思い支給内容の確認を行い、勤勉手当が支給されていないことが判明した。

直ちに追給処理を行い、2月給与支給日に支給した。

<再発防止策>

給与システムのデータ入力と送信までの作業工程を改めて全体で確認し、どの段階でチェックをすれば誤った送信等を防げるか、気づくことができるかを確認した。その上で送信の

前後で出力できる書類については出力し、可能な限り事務室全体で入力の流れや誤りが発生しないように確認することとし、全体で確認が難しい部分については担当者が説明を補足しながら管理職と確認を行うこととした。さらに、確認作業に十分な時間を確保できるような処理スケジュールに改めた。

(19) 村田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

複数の私費会計において、虚偽の会計書類の作成、金融機関届出印の不正使用など、私的流用及び関係書類の不適正管理があったもの。

- ・ 期間 令和2年5月から令和4年3月まで
- ・ 私的流用 件数5件 金額 2,525,512円
- ・ 通帳の不適正管理 4件

※今回同様の案件は、これまでも繰り返し発生していることから、改めて、私費会計に係る内部統制の更なる整備について、教育委員会として強力に取り組みたい。

ロ 措置の内容

<発生原因>

私費会計の管理及び事務処理については、主務課作成の「学校徴収金取扱マニュアル」に規定されているところであるが、学校組織として規定内容の共通理解が不十分であり、執行責任者である校長が定期的な会計帳票点検を実施せず、次席出納責任者による精算確認の指示をしていなかった。このため、相互牽制が機能せず不正な事務処理をチェックできない状況となっていた。

また、出納責任者である事務室長が担当する会計では、金融機関届出印を不正に使用できる環境であったため、複数件の私的流用が行われたものである。

<処理内容>

私的流用の発生確認後、教育庁総務課へ事故概要を報告し、指示を受け対象職員への聴取及び在任期間の私費会計帳票の再点検を実施した。その結果、発生確認時には、流用額はほぼ弁済されていることを確認した。その後、職員から未弁済金の弁済を受け、流用元会計に戻し入れを行った。

<再発防止策>

管理職は、学校徴収金の取扱いにおける業務内容を理解し、情報共有を図りながら職員の管理及び指導にあたることを再確認するとともに、職員会議で校長から「学校徴収金取扱マニュアル」遵守の徹底を指示した。また、会計事務の適正化に向け次のことを実施した。

- 1 金融機関届出印の管理及び使用は、正副執行責任者が行うことを徹底し、事務室長が使用できない環境とした。
- 2 事務室長が担当する会計は、次席の出納責任者である事務次長による精算確認を徹底し、相互牽制、相互チェック機能を強化した。
- 3 執行責任者及び出納責任者は、通帳と出納簿、会計帳票の照合を毎月行い、複数人により確認する体制とした。
- 4 一時的に現金を金庫に保管する必要がある場合は、金庫内現金管理簿を整備するとともに、毎日金庫内の現金を確認することを徹底した。
- 5 「学校徴収金取扱マニュアル」の遵守と定着を図るため、全職員対象とした研修を継続

して行っていく。

※ 教育委員会としても、今回の私的流用の発覚を受け、臨時校長会議等により、全県立学校に対し、執行責任者等が自らの役割を再認識し、組織としての内部統制が機能するよう、学校徴収金会計等の適正な取扱と管理の徹底、点検の実施を指導した。また、平成31年3月に策定した「学校徴収金取扱マニュアル」に基づいた適正な取扱と管理が実施されているか全県立学校を対象に総点検を実施し、その結果等を踏まえ、令和5年3月30日付けで学校徴収金取扱マニュアルを改定するとともに、私的流用根絶のための取組の徹底について通知した。

今後、校長、教頭、事務室長等の研修等の機会を捉え、管理職の会計事務に課された責務の再徹底を図るとともに、定期的な全校総点検の実施及び実地指導等の強化等、教育委員会と学校が一丸となって学校徴収金に係る私的流用の根絶に取り組んでいく。

(20) 泉館山高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

コピー用紙購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 51,865円

ロ 措置の内容

<発生原因>

出納員が支出命令確認をする際、事務処理が翌日に渡ったため、一時保管場所に収納したが、収納場所が死角となり、気付くのが遅れ2か月遅延したもの。

<処理内容>

支出命令の未確認が判明した時点で、相手方に事情を説明し、直ちに支出命令確認の事務処理を行った。

<再発防止策>

発生要因、再発防止策について、事務室内で話し合いを持ち、共有を図った。

- ・業務の繁忙期になると書類の散逸リスク等が大きくなることから、日頃から一時保管場所の固定化、整理整頓を意識的に行うこと。
- ・月末締めで出力される未支出命令一覧表を供覧し、複数の目で確認すること。
- ・支払い期限について警告がでるよう、起票者は支払い予定日を入力すること。
- ・起票者に支出命令票とともに支出命令も併せて返戻し、支払いの完結を確認すること。

(21) 名取支援学校

イ 監査委員の報告の内容

給料及び諸手当において、正当債権者の確認不足及び支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料及び諸手当について、正当債権者を確認せず誤った口座へ支給したことにより、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 70,189円
- ・ 支給定日 令和3年5月21日
- ・ 支給日 令和3年5月27日

ロ 措置の内容

<発生原因>

担当者が正当債権者と同姓同名の他人へ支払手続きを行った事が支給定日以降に発覚し、その後正当債権者への支給手続きをとったことから支払遅延となった。併せて前月分の給料支給の際には問題なかったことから、チェック者が「前月のデータを複写して処理をしているもの」と思いこんでいたこと及び担当者が本業務に不慣れで作業に時間を要したことで支出処理期限が迫り、チェックが十分ではなかったことが原因である。

<処理内容>

発覚した日に改めて正当債権者へ支給手続きをとり、最短期日により早急に支給した。また、誤って入金した方に対し、電話連絡により事情を丁寧に説明し謝罪するとともに、返納手続きを行い令和3年6月11日に収納を確認した。

<再発防止策>

担当者が給料から控除する社会保険料等の算出に不慣れだったことが作業に時間を要した大きな理由であることから、算出方法について担当職員を含め事務職員全体で研修し、共通理解を図った。また、職員ポータルの行事予定を活用し、各担当業務の締め切り日を入力するとともに、事務室内で早めに声を掛け合うなど余裕を持った作業を進めることを徹底する。

また、チェックが十分に行われなかったことも大きな原因であることから、チェック表の活用を開始するとともに、特に出納員、次席の出納員は以後、厳しくチェックすることを徹底していく。